

表紙
Phot

白浜の 饅頭祇園

6月25日、子どもたちが白浜の全世帯を回る白浜稻荷神社（八坂神社）の饅頭祇園が行われました。

白浜地区の小学生1年生から中学1年生までの男女10名が神輿を担いで、地区の約100世帯を1日かけて「悪魔払い、悪魔払い」と唱え厄払いを行いました。

この例大祭を祝って各家庭では饅頭が作られ、訪れた方や親戚などに配られました。兄弟で参加した、大原郁哉君（1年生）、孝之君（3年生）は「疲れるが楽しい。終わった後、食べる饅頭が美味しいです」と話してくれました。



6月25日の朝7時、麻生高校生会の3名は眠い目をこすりながら集合。今日はガーデニング愛好会のみなさんと、麻生庁舎の花壇に、花を植える日です。

機敏に動く高校生を見て、ガーデニング愛好会の高野婦美子会長は、「てきぱき動いて、気の使い方ができる子たち」と絶賛。

風車をデザインした花壇に色とりどりの花を植え終わり、参加した高校生のみなさんは、楽しかった「いい経験をさせてもらえた」「花壇の前を通るのが楽しみ」と、すがすがしい表情で感想を述べていました。

花の風車に なあれ

小池環境大臣に 山百合を贈る

日本一の自生地、行方市の「山百合の里」をPRしようと、玉造観光協会（会長代々木栄久）と山百合の会（代表関野とよ子）が7月4日、小池百合子環境大臣を訪問し山百合の鉢植えを贈りました。

小池大臣は「これからも環境問題や里山の保全活動にご尽力ください」と話され、会のメンバーの「ぜひ、山百合愛好会の名誉総裁に就任してください」とのお願いに大臣は「私でよければ」とお応えになりました。山百合の会は、山百合の栽培を通して里山の保全を目的とした活動を38年間続けています。



7月7日、玉造幼稚園（園児52名）において、七夕まつりが行われました。

短冊は親子で作成し、園児たちは色々な願いを短冊に書きました。渡辺創（はじめ）くんは「やきゅうがじょうずになりますように」、また、市村萌々香（ももか）さんは「てつぼうがじょうずになりますように」。

保護者からは「子どもが元気でのおおきくなりますように」と願いを書きました。

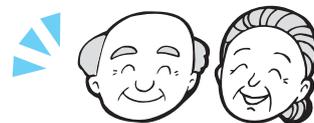
玉造地区には、現在幼稚園が4カ所ありますが、来年度から一つに統合される予定です。

星に願いを 「七夕まつり」

老人保健で医療を受ける皆さんへ

今年の10月1日から、医療保険が改正され負担割合など一部が変更になります！

改正のポイント ①



一定以上の所得がある方は自己負担が**2割から3割**に変更になります。

| 窓口で支払う一部負担金 | |
|-----------------------------------|--|
| 一定以上の所得がある方 → 3割（平成18年9月30日までは2割） | |
| 判定基準 | 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方がいる方。ただし、70歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方（ ）の収入合計が2人以上で520万円未満、単身で383万円未満であり、これを申請した場合は「一般」に区分されます。 |

老人福祉年金受給者は「低所得」を適用します。

新たに現役並み所得者（3割）に移行する方は、平成18年8月から2年間「一般」の自己負担限度額が適用されます。

| 一般の方、低所得 ・ の方（住民税非課税世帯等） → 1割 | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----|-------------------------------------|-----|---------------------------|-----|---|
| 判定基準 | <table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>一定以上所得者、低所得 ・ 低所得 のいずれにもあてはまらない方です。</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>世帯全員が住民税非課税の方（低所得 以外の方です）</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いて0円になる方です。</td> </tr> </table> | 一般 | 一定以上所得者、低所得 ・ 低所得 のいずれにもあてはまらない方です。 | 低所得 | 世帯全員が住民税非課税の方（低所得 以外の方です） | 低所得 | 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いて0円になる方です。 |
| 一般 | 一定以上所得者、低所得 ・ 低所得 のいずれにもあてはまらない方です。 | | | | | | |
| 低所得 | 世帯全員が住民税非課税の方（低所得 以外の方です） | | | | | | |
| 低所得 | 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いて0円になる方です。 | | | | | | |

改正のポイント ②



医療費が高額になったときの自己負担限度額が一部変更になります。
（太字は変更部分）

平成18年
10月から

| | 外来 （個人単位） | 自己負担限度額 外来 + 入院（世帯単位） |
|-----|--------------|--------------------------|
| | 一定以上所得者 | 44,400円 （40,200円） |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円(40,200円) |
| 低所得 | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得 | | 15,000円 |

（ ）内は平成18年9月30日までの額

自己負担額に合算できる費用

自己負担額は、病院・診療所、歯科の区分なく合算できます。調剤薬局での自己負担分も含めて合算できます。ただし、入院時の食事代や保険のきかない差額ベット料などは合算できません。

【問合せ】 市民課 医療グループ 0299-55-0111

税金のお知らせ

今月の税金

市・県民税 第2期
国民健康保険税 第3期

納付期限（口座振替日）は、
8月31日です

取り扱い金融機関を拡大しました！

収納代理金融機関が扱う市税等の口座振替や納付書による納入は、市内の金融機関だけの扱いでしたが、今月から全店舗が利用可能となりました。

【ご利用できる金融機関】

常陽銀行 本店・支店
茨城銀行 本店・支店
水戸信用金庫 本店・支店
佐原信用金庫 本店・支店
なめがた農業協同組合 本店・支店
全国の郵便局

便利な口座振替納税をはじめませんか？

指定の預貯金口座から、納期限の日に自動的に振替納税ができます。納め忘れが無く、納めに出向く手間を省けるので大変便利です。

- ・手続きする場所...金融機関等の窓口
- ・持参するもの.....預貯金通帳、通帳の印鑑

- * 申込書類は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局、市役所収納対策室又は総務窓口課の窓口にあります。
- * 市外の指定金融機関等で申込みを希望する方は、申込書類を送りますので収納対策室まで御連絡ください。

【お問合せ】 収納対策室 0299-72-0811

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、今月（第3期）の本算定により1年間の税額が確定します。中旬頃に納税者の皆様へ納税通知書が送付されますので納税額等をご確認ください。

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者です

国保に加入していない世帯主でも、その世帯に国保加入者がいるときは、世帯主が納税義務者となります。

国保は強制加入となっています（国民皆保険制度）

社会保険等の資格を喪失したときや、ほかの市町村から転入されたときは、14日以内に国保加入の届出をしていただくことになっております。万が一、届出が遅れて健康保険に入っていなかった期間があったとしても、その期間は遡って国保に加入することになり、国民健康保険税も遡って課税されることになっております。

【お問合せ】 税務課市民税グループ 0299-72-0811

市税 Q&A

【市県民税】

- Q 私は、平成18年1月20日にA町からB市に引っ越しました。平成18年度の市県民税はどちらに納めるのですか。
- A 市県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、平成18年度の市県民税はA町に納めることになります。
- Q 私の夫は平成17年の11月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市県民税はどうなるのでしょうか。
- A 賦課期日が毎年1月1日のため、平成17年中に死亡された方に対しては、平成18年度の市県民税は課税されません。
- Q 私は退職した年に退職金から市県民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。
- A 「退職所得」に対する市県民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて納入されますが、退職所得以外の所得に対する市県民税は、その翌年に納めていただくことになっています。あなたの場合、退職までの「給与所得」などに対する市県民税の納税通知書が送られたと思われる。

【固定資産税】

- Q 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか。
- A 地域や土地によって税負担に格差があると税負担の公平の観点から問題があるため、平成9年度から負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化する調整措置が講じられてきました。具体的には、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置く一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。このように、税負担の公平を図る為に、そのばらつきを是正している過程にあることから、地価が下落していても税額が上がるという場合も生じているわけです。
- Q 私は、平14年9月に住宅を新築しましたが、平成18年度から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。
- A 新築家屋に対しては、一定の要件にあたる時は、課税年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。税額が上がったのは、この減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

【軽自動車税】

- Q 年度途中でバイクを廃車した場合、税金はどうなりますか。
- A 軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人に課税されます。したがって、年度途中で廃車してもその年度の税金を納付していただくことになります。また、月割り課税制度ではないので、月割りの払戻しはありません。
- Q バイク（原動機付自転車）が盗難にあったのですが...
- A すぐに警察に盗難届を出してください。併せて、市役所で廃車の手続き（紛失届）をして下さい。

【お問合せ】 税務課 0299-72-0811